

防整技第7161号
28.3.31
一部改正 防整技第432号
令和2年1月17日
一部改正 防整技第19715号
令和5年9月21日
一部改正 防整技第14849号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事設計基準について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

建設工事設計基準

1 目的

この基準は、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の設計について基本的な事項を定め、設計業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 設計の基本方針

設計に当たっては、次の各号に掲げるものを考慮するものとする。

(1) 計画及び周辺環境との整合

施設に係る計画に基づき、建設工事の対象となる施設の目的、用途を十分考慮するとともに、その地区における周辺の状況、将来計画等を勘案しなければならない。

(2) 施設計画

ア 配置計画は、その地区の建設計画に基づき、建設場所のもつ特性、他の施設との関係、周辺を含めた土地利用その他の計画等を考慮し、合理的かつ適正に作成するようにし、自然災害及び各種攻撃による被害を最小限にとどめられるよう努めるものとする。

イ 計画に基づき、施設の規模、タイプ、配置及び形状を検討し、将来にわたる良好な環境を創出するよう努めるものとする。

ウ 電気、給排水、ガス、電話等のユーティリティ施設の計画に当たっては、建設場所及びその周辺における供給処理施設の実態、処理能力等を調査し、整備・拡充の必要性について検討し、適正なものとなるよう努めるものとする。

(3) 強靱性の確保

自衛隊施設の強靱性の確保に関する基本的事項について（防整技（事）第343号。令和5年9月21日）に規定する強靱性を確保しなければならない。

(4) 材料

ア 材料は、作用外力、形状、施工方法、耐用年数、経済性等を考慮して適正に選定するものとし、日本産業規格に適合するもの、又は、これと同等以上の品質を有するものを使用することを原則とする。

イ 性能、価格、市場性等を調査の上、なるべく既製品を使用するものとする。

(5) 施設の形状

施設の形状は、設計の機能性、施工上要求される諸条件、周辺の状況、装

備品等との関連を考慮して設計するものとする。また、自然災害及び各種攻撃による被害を最小限にとどめられるよう努めるものとする。

(6) 上部構造

上部構造の構造形式は、設計条件に基づき、経済性、安定性、周辺への影響、工期及び維持補修の容易性を考慮して、適正なものを選定するものとする。

(7) 基礎

基礎は、上部構造、地盤条件等を考慮して設計するものとする。

3 委任規定

この基準の実施に当たり必要な事項は、整備計画局施設整備官が定めるものとする。